

令和7年8月号

e~ろうむ.net
(い い 労 務)

社会保険労務士事務所NKサポート

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿 4-1-10-205

電話：03-6304-2745

FAX：03-6304-2744

E-mail：info@e-606.net

年金法改正による社会保険の加入対象の拡大

6月13日に年金制度改正法が可決・成立し、社会保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大が決定しました。今回の改正により、短時間労働者(パート・アルバイト)の社会保険加入対象の範囲がさらに拡大されることになります。これから行われる社会保険の加入拡大の具体的な内容をまとめておきます。

◆企業規模要件の縮小・撤廃

現在、社会保険加入の企業規模要件は、従業員数51人以上の企業に勤務している週の所定労働時間が20時間以上の短時間労働者ですが、2027(令和9)年10月以降は、企業の規模を段階的に縮小し、2035(令和17)年10月には完全撤廃となります。

◆賃金要件の撤廃

「年収106万円の壁」として意識されていた、月額8.8万円(年収106万円)の要件も撤廃となります。撤廃の時期は、改正法の公布から3年以内の政令で定める日とされていますが、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて判断されます(最低賃金1,016円以上の地域で週20時間以上働くと、年額換算で約106万円となります)。

◆個人事業所の適用対象拡大

現在、常時5人以上の従業員を使用している法定17業種(弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業など)の個人事業所が社会保険加入対象となっていますが、今回の改正では、法定17業種に限らず常時5人以上の従業員を使用する全業種の事業所を適用対象とするよう拡大されます。

ただし、2029(令和11)年10月の施行時点で既に存在している事業所は当分の間、対象外となります。

◆支援策について

今回の改正により、社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者を支援するため、3年間、特例的・時限的に保険料負担を軽減する措置が実施されます。

対象となるのは、従業員数50人以下の企業などで働き、企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険の加入対象となり、標準報酬月額が12.6万円以下の短時間労働者です。

また、正社員化や労働時間の延長や賃金アップに取り組むことによって支給されるキャリアアップ助成金も活用できます。

【厚生労働省「社会保険の加入対象の拡大について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00021.html

Z世代の満足ポイントと中小企業の離職防止策

Z世代の若手社員は、会社の現状に対して、思ったほど満足していないようです。レバレッジ株式会社の調査では、Z世代の働き方への満足度は51.5%。一方で、人事や管理職は「社員は今の働き方に満足している」と68.0%が考えており、両者の間には約17ポイントものギャップがありました。現場のリアルな声と、経営側の認識には意外と差があるようです。

◆Z世代の満足ポイント

Z世代は、「残業時間が短いこと」や「上司との人間関係」に特に満足を感じやすい世代です。また、「心情的な寄り添い」や「異動の提案」など、会社や上司が自分のことを気にかけてくれていると実感できたとき、離職を踏みとどまった経験がある人も多いようです。日々のちょっとした変化や気持ちに目を向けることが、若手の安心感につながります。

◆中小企業が取れる対策

では、中小企業でも取り組みやすい離職防止策にはどん

なものがあるのでしょうか。キーワードは「コミュニケーション」です。

- ・悩みや疑問を気軽に話せる場をつくる
⇒定期的な1on1や日報・チャットで、日々の小さな変化もキャッチしましょう。
- ・若手が日々得た情報や学びを、朝礼やミーティング、チャットで共有する仕組みをつくる
⇒一言でも自分の意見を添えるルールにすることで、思考や感情の変化も見えやすくなります。
- ・若手社員のインタビューや成功事例を発信する
⇒成長や努力をみんなで認め合い、自己効力感を高めることができます。
- ・「気にかけているよ」という姿勢を伝える
⇒経営層や管理職も積極的に声をかけ、ちょっとした会話を大切にしましょう。

まずはできることから一歩ずつ始め、会社全体で働きやすい環境づくりと業績アップを目指していきたいですね。

【レバレッジ株式会社「【2025年版】データで読むZ世代の転職志向―世代・役職比較から見えたギャップとは」】

<https://media.nalysys.jp/article/6893/>

8月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

12日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

9月1日

○健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

○健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

[公共職業安定所]

○外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>

[公共職業安定所]